

発議案第 3 1 号

学校給食費の無償化を国の負担で実施するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 9 月 1 7 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
	同	高 山 敏 朗
	同	三 田 登
	同	伊 原 忠

提案理由

国に対し、学校給食費の無償化を国の負担で実施するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

学校給食費の無償化を国の負担で実施するよう求める意見書

急速に進展する少子化により、子育て施策に係る対応は先送りが許されず、国においても子育て施策の具体化が進められているところである。

学校では、学校給食法第2条に定められている学校給食の目標の達成に向け、給食を通じた食育が行われており、その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の重要な柱の一つとなっている。

しかしながら、国際情勢を背景とした物価高騰により市民生活が厳しくなっている中、子育て家庭の教育費は教材費や制服・体操服代、学用品代、修学旅行等の積立金など多岐にわたっており、給食費は保護者にとって大きな負担となっている。

給食費の無償化は、保護者の負担軽減となるだけでなく、徴収管理業務が不要となり、学校職員の負担軽減にもつながるものである。

全国では給食費の無償化や一部補助を実施する地方自治体がある一方、多くの地方自治体が財政上の問題から実施を控える状況にある。地方自治体間で教育の根幹に関わる給食制度に格差が生じていることは問題であり、国の責任において給食費の無償化を実現するための財政措置を講ずることが必要である。

よって、本市議会は国に対し、学校給食費の無償化を国の負担で実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文部科学大臣様